古野奨学金制度運営規定

公益財団法人 同盟育成会

(総 則)

第1条 この奨学金制度は、本会定款第4条に掲げる事業の一つとして行い、将来、社会の 各層において新聞通信事業に理解ある有為の人材を養成することを目的とする。 このため、奨学生に学費を貸与・給付するとともに、その補導、訓育に任じ、その ほか所見などの提出を求める。

第 2 条 この奨学金制度実施のために必要とする基金は、古野伊之助氏、藤田博司氏のご 遺族と本会よりの拠出金による。

(奨学金の種別と貸与・給付額、期間)

第3条 奨学金は次の2種類とする。

① 貸与奨学金

大学生

2009年4月1日より前に貸与が決定した者

月額 25,000円

2009年4月1日以降に貸与が決定した者

月額 30,000円

高等学校生 月額 20,000円

② 給付奨学金

大学院生月額60,000 円大学生月額40,000 円

- 第4条 奨学金を貸与・給付する期間は、以下の通りとする。
 - ① 貸与奨学金

奨学生に採用された月から、その者が在学する最短修業年限の終期まで。但し、事情により、正規の手続きを経てこれを1ヵ年乃至2ヵ年延長することができる。

② 給付奨学金

奨学生に採用された月から、その者が大学院または大学に在籍する期間。最大 2 年間とする。

(奨学生の資格)

- 第5条 奨学生となる者は原則として、以下の条件を満たす者の中から選考する。
 - ① 貸与奨学生

高等学校、大学に在籍し、学業、人物、健康ともに優秀な日本国籍を持つ学徒で、 経済的理由により学費の支弁が困難な者。

- ② 給付奨学生
 - イ 大学院生=大学院の修士課程又は博士課程前期に在籍し、ジャーナリズムあるいはマスコミ関係の研究者またはジャーナリストになることを目指して、そのために有用な研究に従事する優秀な学徒で、経済的理由により学費の支弁が困難な者。
 - ロ 大学生=4 年制大学の 3、4 学年に在籍し、ジャーナリストになることを目指して勉学に従事する優秀な学徒で、経済的理由により学費の支弁が困難な者。

(奨学生の募集と応募手続き)

- 第6条 奨学生の募集と応募手続きは以下の通りとする。
 - ① 貸与奨学生

ホームページ等を通じて広く一般から募集する。貸与希望者は申込書類に在籍する 学校の推薦書を添えて、本会に提出する。

② 給付奨学生

募集に当たっては、15 校以上の大学に推薦を依頼するほか、ホームページに募集要項を掲載し、推薦依頼校以外の大学からも応募を受け付ける。

給付希望者は大学の推薦を得て、大学を通して応募するものとし、給付希望者から 直接の応募は受け付けない。

(奨学生選考委員会の設置と奨学生採用)

- 第7条 応募者の採否審査などのため、理事長の諮問機関として奨学生選考委員会を設ける。
- 2 奨学生選考委員会は、理事長が委嘱する学識経験者 11 名乃至 15 名をもって構成する。 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 奨学生選考委員会は別に定める「古野奨学生選考基準」に基づいて応募者を審査する。
- 4 理事長は奨学生選考委員会の審査結果に基づいて採否を決定し、理事会に報告する。
- 5 理事長は奨学生選考に限らず、古野奨学金制度の運営全般について、奨学生選考委員 会に諮問することができる。

(誓約書の提出)

第8条 奨学生に採用された者は、直ちに別に定める誓約書を保証人と連署のうえ、本会に提出しなければならない。

(奨学金の給付、貸与)

第9条 奨学金は、奨学生が指定したゆうちょ銀行の口座に送金する方法で給付または貸 与する。

(学業成績の報告)

第 10 条 奨学生は、原則として毎学年の初めに在学証明書と前学年度の学業成績書を本会 に提出しなければならない。

(奨学生の異動その他の届け出)

- 第11条 奨学生は次の各号の1に該当する場合は、保証人と連署のうえ、本会に届け出なければならない。
 - ① 休学、転学、または退学したとき。
 - ② 停学その他の処分を受けたとき。
 - ③ 病気その他の事由により2ヵ月以上欠席したとき。
 - ④ 保証人を変更したとき。
 - ⑤ 本人または保証人の氏名、住所そのほか重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の辞退および停止)

- 第12条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。また奨学生が転学、または退学したときは、奨学金を辞退したとみなす。
- 第13条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは奨学金の交付を停止する。

(奨学金の打ち切り)

- 第14条 奨学生が次の各号の1に該当すると認められる場合は、奨学金の交付を打ち切る ことがある。
 - ① 正当な理由なく奨学生の義務を怠ったとき。
 - ② 病気、ケガなどのために成業の見込みがないとき。
 - ③ 学業成績、または性行が不良となったとき。
 - ④ 奨学金を必要としなくなったとき。
 - ⑤ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(貸与奨学金返還誓約書)

第15条 貸与奨学生が次の各号の1つに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、保証人と連署のうえ、奨学金返還誓約書を提出しなければならない。

- ① 卒業もしくは修了し、または奨学金貸与期間が満了したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 奨学金の交付を打ち切られたとき。
- ④ 奨学金を辞退したとき。
- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡のできる者でなければならない。

(貸与奨学金の利息)

第16条 貸与奨学金には利息をつけない。

(貸与奨学金の返還)

- 第17条 貸与奨学生が第15条第1項各号の1に該当するときには、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、10年以内に返還しなければならない。
- 第18条 貸与奨学金はいつでもその一部または全部を繰り上げ返還することができる。その場合、初回に全額返還する者にはその一部を免除する。

(貸与奨学金返還の猶予と免除)

- 第19条 貸与奨学生であった者が災害または病気、ケガによって返還が困難になったとき、 外国にあって学校に在学、または研究に従事するとき、そのほか真にやむをえない事 由によって、返還が著しく困難と認められるときは、貸与奨学金の返還を猶予するこ とができる。
- 第20条 貸与奨学生または貸与奨学生であった者が、死亡または心身に著しい障害が生じたことにより、貸与奨学金の返済未済額の全部または一部について返済不能となったときは、その全部または一部の返還を免除することがある。

(死亡の届け出)

第21条 奨学生が死亡したとき、または貸与奨学生であった者が貸与奨学金返還完了前に 死亡したときは、相続人または保証人は死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を本会に 提出しなければならない。

付 則

- この規定の施行に必要な細則ならびに奨学生の選考基準は、別にこれを定める。
- この規定の改廃は、理事会の承認を必要とする。

- 1 この規定は1965年3月1日施行
- 1 1975年3月26日改正
- 1 1977年3月25日改正
- 1 1979年2月15日改正
- 1 1981年3月26日改正
- 1 1984年7月2日改正
- 1 1986年5月12日改正
- 1 1989年5月12日改正
- 1 1992年5月15日改正
- 1 1996年3月25日改正
- 1 1998年12月7日改正
- 1 2002年6月20日改正
- 1 2008年10月29日改正
- 1 2011年5月25日改正
- 1 2014年10月22日改正
- 1 2015年3月13日改正
- 1 2018年1月17日改正、2018年4月1日施行
- 1 2019年1月16日改正、2019年4月1日施行